



2 利用支援

- ・申立てについての助言
- ・受任候補者の調整

3 担い手の育成

- ・市民後見人養成講座
- ・市民後見人バンク登録者へのフォローアップ
- ・市民後見人への日常的な支援
- ・親族後見人、専門職後見人等への支援

4 成年後見制度等の普及啓発

- ・権利擁護支援や成年後見制度に関する広報
- ・出前講座（住民または行政、福祉、医療職等）

5 権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくり

地域連携ネットワークの中核機関として、権利擁護支援につなげるための仕組みをつくれます。

ふくい嶺北成年後見センターとは

福井市、勝山市、鯖江市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町の7市町が成年後見制度の利用促進を図るため、共同で社会福祉法人 福井市社会福祉協議会が委託を受けて設置しています。

電話 0776-28-3775

ファックス 0776-28-3776

メール reihokukouken@fukuic-shakyo.jp
〒910-0018 福井市田原1丁目13-6
フェニックス・プラザ

〔営業時間〕 月曜～金曜 9:00～17:00
(土日祝、12/29～1/3は除く)



ふくい嶺北成年後見センター



ホームページもよろしくお願いします。

社会福祉法人 福井市社会福祉協議会

れいほく
ふくい嶺北

せいねんこうけん
成年後見センター



福井市



勝山市



鯖江市



永平寺町



池田町



南越前町



越前町



ふくい嶺北成年後見センターの 業務内容について

1 相談業務 (二次相談窓口)

福祉関係機関や事業所など、一次相談窓口からの権利擁護や成年後見制度に関する相談に対応しています。

認知症、知的障がい、精神障がいのある方についての心配ごとについてご相談ください。

個別の具体的な相談は、なるべく面談による相談をお勧めします。

**相談
無料**

○面談相談(要予約)

訪問・出張もできます。
電話、ファックス等で予約してください。

○オンライン相談(要予約)

○電話相談

対象となる方

認知症、知的障がい、精神障がいのため、日常生活を営むうえで判断能力が十分でない方、およびそのご家族や支援者などになります。

相談の流れ

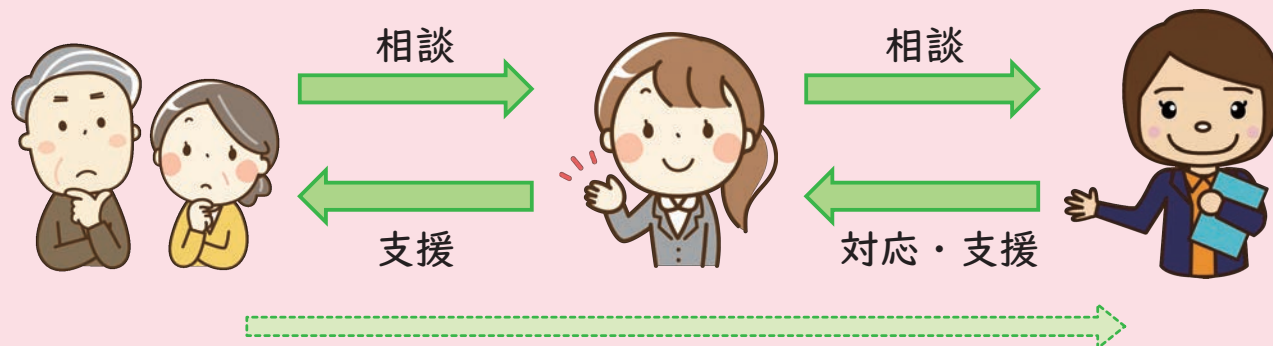
一次相談窓口とは

行政、地域包括支援センター、病院、施設、障がい相談支援事業所、相談支援専門員、ケアマネジャー、社会福祉協議会などの身近な相談窓口のことです。

本人、親族、
地域住民等

身近な相談窓口
(一般的な相談)

ふくい嶺北成年
後見センター
(専門的な相談)



成年後見制度の一般的な相談は、まず普段関わりのある身近な相談窓口にご相談ください。

成年後見センターに直接相談もできますが、必要に応じて本人の身近な相談窓口と連携して支援していきます。

一般的な相談 (例)	専門的な相談 (例)
<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の概要説明 ・成年後見制度のしくみ ・支援が必要な方の状況の確認 ・成年後見制度利用の可否や申立て手順などの相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟や遺産分割協議など法的対応が必要 ・虐待を受けている、または疑いがあるなど対応が困難 ・身寄りのない人、家族関係が複雑、家族の同意が得られない ・管理する財産が多い、借金が関係している ・複数の専門職等関係団体からの支援が必要